

# 北西ハワイ諸島における 1904 年前後の鳥類密猟事件

——バード・ラッシュの——

平 岡 昭 利

## 目 次

1. はじめに
2. アメリカ政府「鳥類捕獲禁止」を発令
3. リシアンスキー島の鳥類密漁事件
  - (1) 事件の経緯
  - (2) リシアンスキー島で救助された日本人
    1. 日本人 77 名の出身地と職業
    2. 捕鳥・製鳥と賃金
4. その後の展開と「鳥類保護法」の発布
5. あとがき

## 1. はじめに

長い鎖国から解放された明治期、日本人は数々の危険を冒し、大海原を越えて南洋の島々へと進出した。これら南洋へ進出した人々には、当初、領土とかイデオロギーという視点はなかった。彼らは何の目的をもって小さな島々を目指したのであろうか。

かつてカール・シュミットが、鯨の重要性を説き、空間革命を演出したのは狩猟者や航海者であったりと指摘したが、筆者は、日本人の南洋進出の原動力(行為目的)となったのは「アホウドリ」の捕獲であったと想定し、日本人の南洋進出とその背景を解き明かす作業を行ってきた<sup>2)</sup>。その結果、八丈島<sup>3)</sup>や小笠原島を起点としてアホウドリを追い求めた探検が、南鳥島の発見につながったこと<sup>4)</sup>や、沖縄においても、1890年(明治23)頃になるとアホウドリを求めて尖閣諸島へ日本人の進出が活発化したこと<sup>5)</sup>などを明らかにした。

その後、アホウドリなどの鳥類を追った日本人の行動は、空間的に拡大し、1897年(明治30)頃には遠くミッドウェー諸島など北西ハワイ諸島にまで達し、多くの日本人がこれらの島々でアホウドリなどの鳥類捕獲に従事したのであった<sup>6)</sup>。これら日本人の北西ハワイ諸島への侵入に対して、アメリカ政府は、これを防ぐための法的手段を取り、1903年(明

治36)には鳥類捕獲禁止令を、さらに1909年(明治42)には鳥類保護法を発布した。この間の1904年、リシアンスキー島<sup>7)</sup>で鳥類捕獲に従事していた日本人77名がアメリカの巡邏船に救助され、ホノルルに連行される事件が発生した。本稿では、この事件を日本人による北西ハワイ諸島への進出「バード・ラッシュ<sup>8)</sup>」の一コマとして捉え、事件を通じてバード・ラッシュの実態について検討しようとするものである。

## 2. アメリカ政府「鳥類捕獲禁止」を発令

1903年(明治36)4月20日、アメリカ海軍事務局ハワイ出張所の書記官が、在ハワイ日本総領事にミッドウェー諸島での日本人の鳥類捕獲を止めるようにと文書で要求したのが事件の発端であった。同年、6月になってハワイの新聞は、ミッドウェー諸島の海底電線工事を視察したアメリカ海軍調査船艦長の談話を大きく報道した。その談話は、ミッドウェー諸島で日本人が何千という鳥を殺して羽毛を採取しており、散乱する鳥の死骸からは異臭が放たれ、不衛生であるため、これらの島々での鳥類捕獲を禁止すべきというものであり、新聞論調は、鳥類の残酷な殺戮を行っている日本人を非難し、これらの島々から出て行けというものであった。

ハワイにおいても日本人移民の排斥の動きがあるなかで、地元新聞の日本人非難に危機感を持った在ハワイ日本総領事の齊藤幹は、同年6月30日に小村外務大臣に「本件ニ関シテハ布哇諸新聞共意外ニ激昂致居候様相見候間、今後、右禁止布告ノ発表ト否トニ拘ハラズ予メ我海鳥捕獲者へ、適宜、御諭告相成候方可然様致存候<sup>9)</sup>…」とミッドウェー諸島などハワイ海域方面への鳥類捕獲については注意すべきことを上申した。これを受けて外務省は、東京府など関係府県に「若シ其管轄下ヨリ海鳥捕獲ノ為、

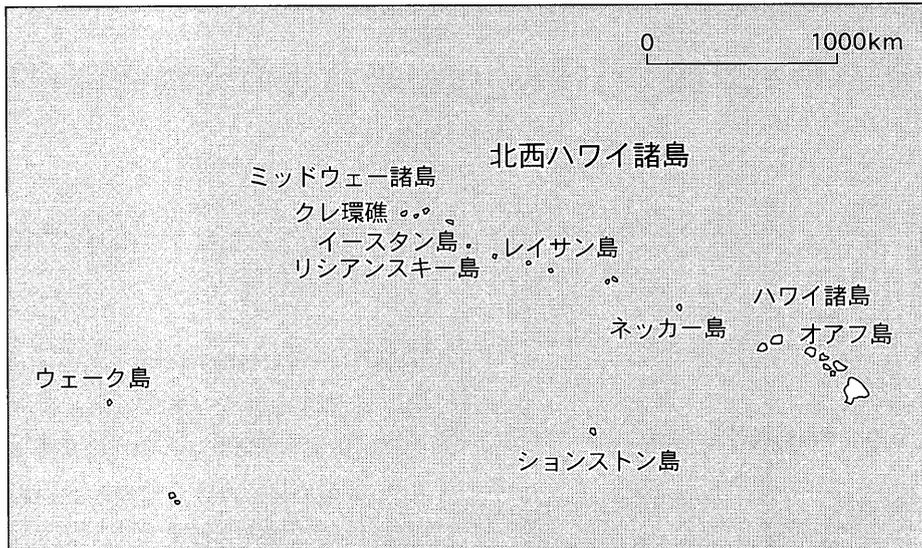


図1 リシアンスキー島の位置

同島へ渡航スルモノ有之候ハ々…(中略)…残酷ノ所為無之様関係者へ御諭達相成度此段申進候也<sup>10)</sup>…」と鳥の取り扱いだけの注意を通達したのであった。

同年9月、アメリカ政府は、日本人の侵入を防ぐため作成した鳥類捕獲禁止令を事前に日本政府に連絡し、10月「ミッドウェイ島及其他ノ布哇群島ニ於ケル海鳥捕獲禁止<sup>11)</sup>」を通報した。だが、この禁止令にもかかわらずミッドウェー諸島を含む中部太平洋海域へは、依然として「バード・ラッシュ」と呼ばれるほど日本人の進出が続いたのであった。

前年の1903年1月には、アメリカ東洋艦隊がウェーク島<sup>12)</sup>で鳥類の捕獲と鱈漁業を行っていた日本人13名を発見し、その1名が脚気を患い重病であったため艦隊の乗組員が適切な治療を施しており、これに対して小村外相は、在日アメリカ公使に謝意を伝えていた。また、1904年4月には、リシアンスキー島で鳥類の捕獲に従事している日本人約70数名の居住をアメリカ海軍が確認し、アメリカ海軍警備艦艦長は、鳥類捕獲の日本人について在ハワイ日本総領事に注意を喚起した。これを受けて斉藤総領事は日本人に向けて次のような注意書を発した。

ミッドウェイ島「レーサン」島「フレンチフリゲイトショウル」其他米領太平洋ノ諸島嶼ニ在住スル日本人ニ注意ス 元来、米領諸小嶼ニ於テ捕鳥ニ従事スルニハ同国法律ニ拠リ同国政府ノ認許ヲ経ベキ者<sup>(ママ)</sup>ニシテ、若シ無免許ニシテ捕鳥ニ従事スル者アル時ハ同国法律ノ制裁ヲ受クベキモノタル

事ハ勿論ノ義ニ有之候<sup>13)</sup>…

とし、無免許で鳥類の捕獲に従事した場合、アメリカ海軍により立ち退きを命じられればそれに従うように注意を喚起した。

### 3. リシアンスキー島の鳥類密猟事件

#### (1) 事件の経緯

これまで述べてきたように多くの日本人が、北西ハワイ諸島において鳥類捕獲に従事しており、ハワイ税関は、その対応に苦慮し、在ハワイ日本領事館に苦情を訴えていたが、1904年(明治37)5月になって、アメリカ政府は新たな巡邏船をハワイ税関に派遣し、海域の規制強化に乗り出すことを決定した。ハワイ税関が、まず問題にしたのは捕鳥のためにリシアンスキー島<sup>14)</sup>に居住する70数名の日本人であり、これらの日本人に処分が及ぶことは必至であった。このためハワイ税関長は、1904年(明治37)5月25日移民検査官とともに在ハワイ日本領事館を訪れ、以下の申し入れを行った。

北西ハワイ諸島での鳥類捕獲は、借地権を持たない者には厳禁であり、仮に持っていたとしても、その捕獲は一定の時期だけであること、リシアンスキー島に居住する日本人は、借地権も所有せず鳥類を捕獲していること、しかも、羽毛を剥ぎ取った鳥を放置し、残酷きわまりないと通告し、リシアンスキー島に居住する日本人70数名をホノルルに連行し、調査のうえ日本へ送還の予定であるが、今回に限り鳥

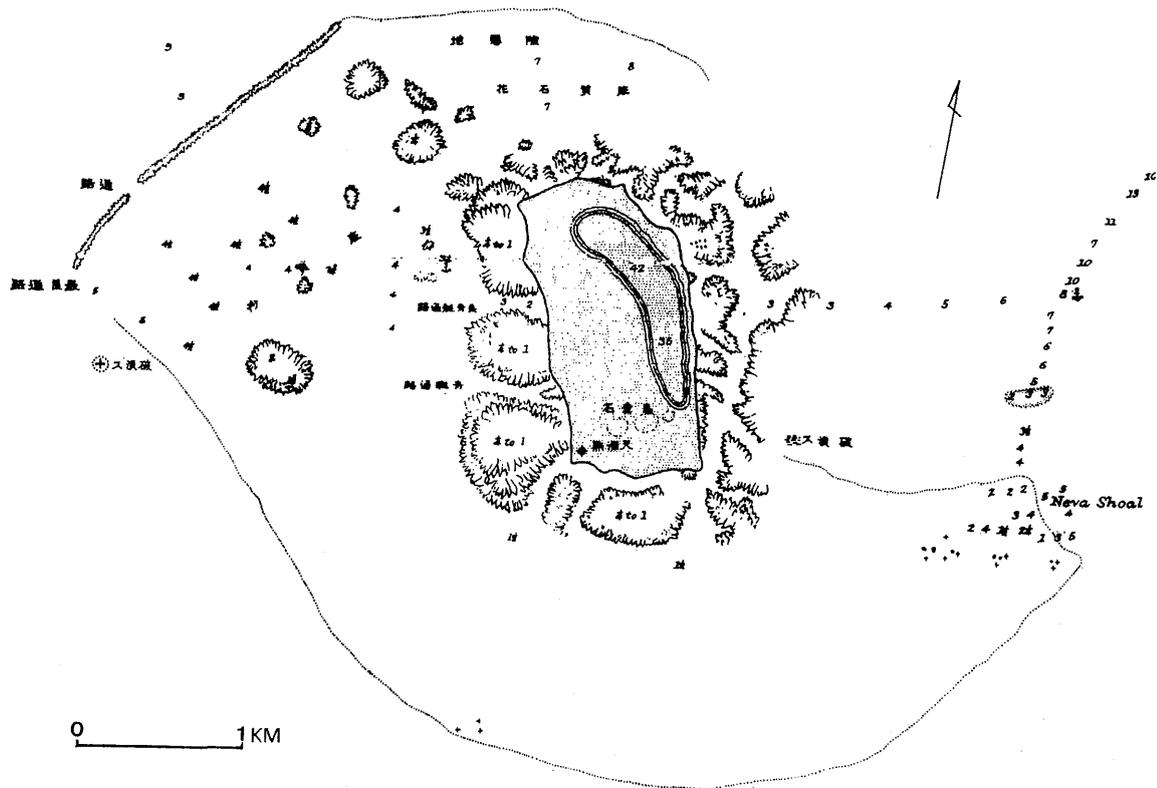


図2 リシアンスキー島付近の海図 水路部「布哇西方諸島嶼 第2」1928年9月11日発行

類捕獲とアメリカ領への侵入の件については告訴しないというものであった。

この問題について、在ハワイ日本総領事の齊藤は、小村外相に「到底、之ヲ本邦ニ送還スル事ハ謝絶致シ難キ様被存候<sup>15)</sup>…」と、これらの人々の日本への送還は免れないとし、その場合、所持金もないと考えられるので送還費用の負担の点からも、至急、日本国内の彼らの雇主、会社を調査すべきと上申した。これを受けて、1904年(明治37)6月13日、外務省は、警視總監に「布哇付近島嶼ニ於テ鳥類捕獲ニ従事スル本邦人雇主取調方ノ件<sup>16)</sup>」を要請した。同時に外務省も、この件について「先ツ南洋物産商京橋区山下町二一番地、玉置半右衛門ナル者ニ問合せタル処、二、三年前京橋区銀座四丁目、時計商服部金太郎ナル者鳥類捕獲ノ為布哇付近ノ無人島ニ帆船ヲ派シタル事アル旨回答シタルニ<sup>17)</sup>…」(傍点筆者)」と、鳥島でアホウドリの撲殺事業を行っている玉置半右衛門は、精工舎を設立しのちに時計王と呼ばれる服部金太郎<sup>18)</sup>が、鳥類捕獲のため帆船を派遣していたと回答した。さらに服部は、水谷新六<sup>19)</sup>がその事業を行っていることと答え、外務省は、水谷の事業について東京府京橋区の野澤組<sup>20)</sup>が

知っているとして問い合わせを行った。

だが、水谷は1904年(明治37)1月以降、南鳥島へ行っており連絡が付かず、このため水谷と共同で南鳥島の事業を運営している金十字舎の金井清一郎が6月20日に回答し、リシアンスキー島に労働者を派遣したのは、東京府下南足立郡千寿町の高橋福次郎であり、1902年に帆船1隻をハワイ方面に派遣し大きな利益をあげ、昨年(1903)は栄寿丸、大洋丸の2隻を買い入れ、同じくハワイ方面に派遣したことなどを詳細に述べた。

リシアンスキー島の日本人雇主の情報を得た水上警察庁は、高橋福次郎(代理が出席)を呼び尋問を行い、その調書で以下のことが判明した。高橋の所有船栄寿丸は、船長を含め49名をのせ、1903年(明治36)11月23日ハワイ方面へ向けて出航、続いて大洋丸が12月23日54名を乗せて出航した。先に出航した栄寿丸は、北西ハワイ諸島海域で暴風に遭遇し船体を破損したため労働者はリシアンスキー島に上陸したが、栄寿丸は船長以下10名とも行方不明となった。その後、大洋丸がリシアンスキー島に寄航し、労働者を上陸させ、食糧を荷揚げさせたが、食糧不足に陥るのはあきらかであり、直ちに大

洋丸は食糧の確保のため日本に帰航し、船体を修理し、再び1904年5月15日にリシアンスキー島に向けて銚子を出港したことなどであった。この調書では、出航の目的や前年から行われている羽毛の採取など鳥類捕獲については、全く伏せられたものになっている。この尋問のあと警視庁は外務省に雇主は遠洋漁業、鳥福事の高橋福次郎とし、リシアンスキー島の日本人は、栄寿丸と大洋丸に乗込んだ高橋が雇った労働者であることを伝えた。

1904年(明治37)6月27日小村外相は、在ハワイ斎藤総領事に対して雇主が判明したことを伝え、前月(5月)大洋丸が食糧を積んでリシアンスキー島へ向かったので、この船を使って同島の日本人を帰国させるように、さらに強制送還を避け、帰国が遅れるような場合でも、これらの日本人に適当な仕事に就かせられないかを指令した。現地ホノルルでは小村外相の指令に先立って、斎藤日本総領事とハワイ税関長との間でこの問題への協議が続けられており、日本人の処分は、これらの人々を日本領事館が引き取り日本に送還すれば、アメリカ領土への侵入や居住、無免許での捕鳥の件は告訴しないことなどが合意されていた。

また、斎藤は外務省の杉村通商局長に、この件は当地では世論の注意を惹きつつあるなかで、税関の巡邏船が、違法な捕鳥を行っている日本人を取り締まるためにリシアンスキー島に向かって出港しており、同島の日本人はホノルルに連行されると予想し、その後の対応のため日本への帰国の旅費やホノルル滞在費を電信為替で送金するように要請した。さらに、この問題については、

米政府ニ処分ヲ一任シ、從テ世論ヲ惹起スル事ハ、目下得策ニハ無之候、既ニ容易ナラザル移民問題ヲ控ヘ居候間、是等之密航者類似之者ニ対シテハ可成速ニ其処分ヲ相付候事、万事之好都合ト存居候<sup>21)</sup>…(傍点筆者)

と日本人移民の排斥の高まりを感じており、加えて1902年(明治35)の南鳥島(マーカス島)事件<sup>22)</sup>もあったので、アメリカの世論を刺激しないようにと慎重な姿勢をとっている。

リシアンスキー島に派遣されていた巡邏船は、飢餓状態の日本人77名を発見、救助し、6月23日にホノルルに帰港した。彼らは「壺日壺合宛之米ヲ喫スルトスルモ僅カニ向フ三日ヲ支持スルニ過キ

表1 リシアンスキー島で救助された日本人の出身地

府	県	人
福	島 県	22
東	京 府	16
埼	玉 県	8
栃	木 県	8
千	葉 県	7
群	馬 県	5
宮	城 県	2
愛	知 県	2
山	梨 県	1
長	野 県	1
岐	阜 県	1
富	山 県	1
福	井 県	1
不	明	2
計		77

(外交史料館所蔵資料により作成)

ス、又々兼テ食物不足ノタメ総員大ニ衰弱之状ヲ視シ<sup>23)</sup>…」と悲惨な状態であり、「同船着島之際ハ何等之説論ヲ施スルノ要ナク、日本人一同該船ニ来タリ、救助ヲ求メタル趣<sup>24)</sup>…」であった。日本人77名のうち、3名は眼病を患い「本件之如キハ可成迅速ニ処分ヲ遂ケ、世論之発動ヲ避タルノ必要モ有之様<sup>25)</sup>…」として、6日後の6月29日日本郵船の船便で日本に送還された。残り74名は寛大な措置がなされ、ホノルル上陸が許可された。

## (2) リシアンスキー島で救助された日本人

ホノルルに連行された日本人77名について、税関で取り調べが行われた。日本人の責任者の供述によると、前述のごとく雇主は高橋福次郎であり、リシアンスキー島に派遣された船は栄寿丸総員49名、大洋丸同じく54名であった。栄寿丸はリシアンスキー島付近で10名を乗せたまま行方不明となり、大洋丸は食糧確保のため日本に帰港したので、島へ上陸したのは栄寿丸関係39名と大洋丸関係38名の合計77名であった。

### 1. 日本人77名の出身地と職業

この日本人77名の出身地は、府県別には福島県の22名、次いで東京府16名、埼玉県8名、栃木県8名、千葉県7名、群馬県8名など関東地方が多かった(表1)。さらにミクロに検討すると、福島県出身者の大部分は信夫郡平田村(14名)であり、栃木県では上都賀郡今市町(6名)、群馬県利根郡沼田町(4名)などに集中しており、同郷の家族、親戚、

表2 捕鳥・製鳥作業の鳥類の種類別賃金

	雇主との契約書(上等品)	栄寿丸事務長の口述	大洋丸事務局長の口述
捕鳥	白 アジサシ 1羽 3銭	生 鳥 1羽 1銭	生 鳥 1羽 1銭
	黒 アジサシ 1羽 4銭	手 羽 8厘	手 羽 1羽 8銭
	ネットイチョウ 1羽 5銭	羽 毛 1貫 60銭	羽 毛 1貫 60銭
	アジサシ手羽 1対 8厘		ネットイチョウ 1羽 5銭
	ネットイチョウ手羽 1対 3銭		手 羽 1羽 4銭
	羽 毛 1貫 60銭		
製鳥	白 アジサシ 1羽 6銭5厘	黒 アジサシ 1羽 4銭5厘	黒 アジサシ 1羽 4銭5厘
	黒 アジサシ 1羽 4銭5厘	羽 毛 1貫 60銭	アカオネットイチョウ 1羽 8銭
	ネットイチョウ 1羽 8銭		シラオネットイチョウ 1羽 6銭

(外交史料館所蔵資料により作成)

知人関係のネットワークが確認できる。だが、残り6割の人々の出身地は、東日本を中心に広がり、ばらつきが多く、特定の地理的ネットワークは見いだせなかった。

つぎに、これらの人々の職業をみると農業が約半数の39名、残りが鳥商・剥製業7名、菓子商4名、船乗り3名、漁夫3名と青物商、船具商、荒物商、帽子商、火薬商、穀物商、陶器商、薪炭商、木挽商、牛乳商、八百屋、魚屋、酒屋、桶屋、車夫、料理人などが各1名と、さまざまな職業の人々であった。農業を職業とする人々は、福島県出身者が18名と集中し、続いて群馬県4名、埼玉県4名が多かったが、東京府や栃木県などの出身者は多様な職業の人々であった。

このうち特徴的な職業が鳥商・剥製業であり、鳥の羽毛採取や剥製の仕事に従事していた職人は、広くネットワークを形成したと考えられる。当時は鳥類製品の海外輸出が、きわめて盛んであり、とりわけアホウドリの羽毛は高く売れた。1898年(明治31年)5月には東京に羽毛同業組合が結成され、この組合だけで1897年の製品売買高は19万5000円と高額であった<sup>26)</sup>。このほか、菓子商の4人も目立つが、このうち3人は栃木県今市町とその周辺の人々であった。鳥商ばかりではなく菓子商をはじめ、さまざまな職業の人々が、聞き伝えられた南洋のもうけ話に危険を顧みず、夢を託したのであった。なお、これらの人々は、戸主が27名と3分の1を占め、続いて三男が15名、戸主の弟が13名、二男が8名など比較的若い年齢層が多かったと考えられる。

## 2. 捕鳥・製鳥と賃金

栄寿丸の人々は、1904年1月8日にリシアンスキー島に着いてから、巡邏船により救助され、ホノルルに連行されるまでの5カ月間で、アホウドリなどの鳥類を14万羽以上捕獲した。その作業は、栄寿丸が難破し、10名が行方不明となった悲惨な状況下でも、残り38名によって続けられていた。同年2月29日に大洋丸がリシアンスキー島に着き、新たに労働者38名が加わった。この大洋丸のグループは、2月末から連行されるまでの4カ月間に、羽毛の他、剥製6万3000羽、手羽7500羽を製品化した。2つのグループの労働者は、わずか5カ月余りで鳥類20万羽以上を殺したことになる。

作業は、捕鳥と製鳥の2つのグループに分かれ、捕鳥作業は、鳥類の捕獲をするだけでなく、アホウドリなどの鳥の羽毛の採取や鳥の翼の切断なども行った。製鳥作業は、鳥類の剥製作り(仮剥製)が中心であった。それぞれの人数は、栄寿丸、大洋丸のグループとも捕鳥が12~13人、製鳥は20人前後であった。作業に従事する場合、人々がどのような判断で捕鳥または製鳥グループに分かれたのかは不明である。ただ、捕鳥グループは、出身地別の偏りが見られないのに対し、製鳥グループはかなり偏りがみられ、福島県や群馬県出身者は、すべて製鳥グループに属していた。

これらの人々と雇主の高橋福次郎との間には、出港前に11項目にわたる契約書が取り交わされていた。これによると、労働者は一定の食料は給与されているものの「従業者之給料ハ無給制定メ、各々従業之上収穫高、或ハ仕上高ニ依リ賃金支給被下可キ事<sup>27)</sup>」と出来高払いとなっており、万一、労働者

が事故や病気をすれば、最悪のケースを招くことになった。また、事務局長の命令に従わない場合は、下船命令が出せるようになっており、労働者には非常に厳しい内容と言える。この契約書の写しも、外務省に提出の際に書き直された可能性も否定できない。

なお、捕鳥や製鳥作業の賃金は、表2のごとく、契約書に記載された金額とほぼ同様であり、捕鳥グループでは黒アジサシが1羽1銭、手羽が8厘、数が少なく捕獲の難しいアカオネツタイチョウは1羽5銭、手羽4銭、アホウドリなどの羽毛の採取は1貫60銭であった。製鳥作業では、黒アジサシ1羽4銭5厘、アカオネツタイチョウ1羽8銭などとなっている。剥製の売値は不明であるが、アホウドリの羽毛価格は、東京で10貫が25～30円なので、1貫60銭という労働者の賃金は売買価格の4分の1から5分の1であった。

ここで、これら労働者の賃金を計算してみると、捕鳥作業では、捕鳥数を約26万羽として、それに従事した人数が26人、実質的な稼働日数を100日として考えると、1日1人で約100羽を捕獲したことになる。1羽の代金を1銭以上と考えるならば、1日の賃金は1円以上となり、月給は約30円になる。剥製作業の製鳥の場合は、12万羽の鳥類を40人で100日間処理したとすれば、1人1日の処理数は30羽となる。1羽の処理で5銭の収入として30羽で1日に1円50銭、20日で30円になる。当時の小学校教員の初任給が13円<sup>28)</sup>なので、その2～3倍になったものと考えられる。一見すれば高給と思われるが、支度金や日用品購入の立替金を給料から差し引き、熱暑のなか水や食料不足という条件での労働は過酷であり、脚気などの病気、けがなど生命をかけるほど危険が大きいことを考慮すれば、それほど高給とは言えないのではと考える。この捕鳥や製鳥作業以外の事務員や炊事係には、月給6～10円と捕鳥・製鳥の売り上げ総額の100分の1から、100分の5が支払われることになっていた。

#### 4. その後の展開と「鳥類保護法」の発布

ホノルルに連行された日本人77名のうち3名は眼病のために日本に強制送還され、74名の上陸が許可された。だが、これらの人々は「壱仙之貯金モ

無之、又ハ知人モ無之<sup>29)</sup>…」という状況ですぐにでも働く必要があり、ハワイ税関や移民局は、これらの人々に農業労働などを認めた。

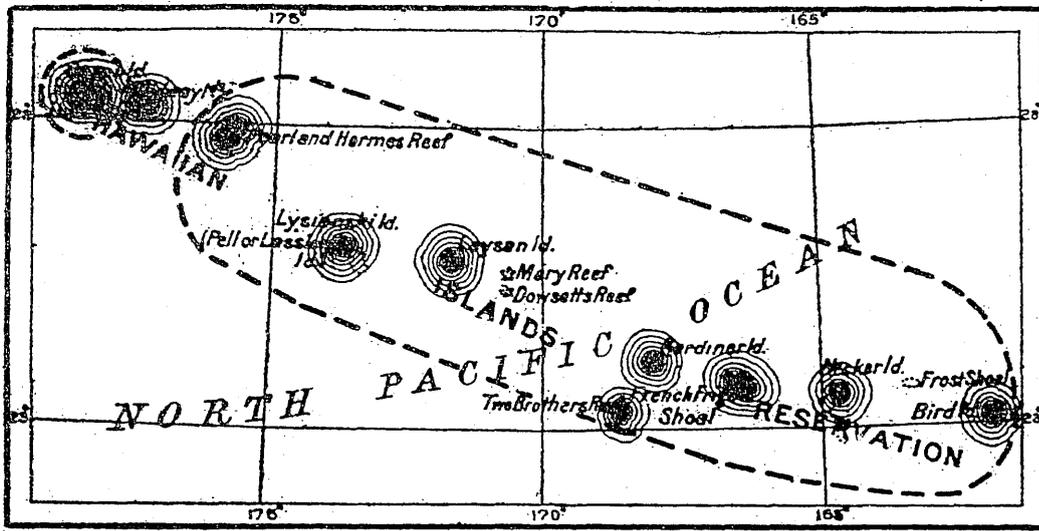
在ハワイ日本総領事の斎藤は、3名の日本人の送還費用や74名の入国費用について、雇主の高橋福次郎に領事館宛に送金をするようにという指導を外務省に求めている。また斎藤は、雇主の高橋が「元高利貸ニシテ常々代言人組合ヒ、営業上随分過酷之挙動多キ者ノ由、就テハ七十七名之者此儘々「ホノルル」ニ在住致ス時ハ兼テ約束ノ賃金ヲ領収スル事触ハサルノミナラズ<sup>30)</sup>…」と、これらの労働者が日本に帰国しても賃金は入手できないという不安やリシアンスキー島に放置されている巨額な羽毛や剥製を、高橋の所有船が日本に持ち帰るのは良いとしても税関のない港にこっそり陸揚げするのではないか、その場合、これらの人々の労働に対する賃金は不明になるのではないかと心配していた。なお、巨額の放置物については、日本の新聞が、ハワイ在住の人物が横取りを狙っているのではないかと報道した<sup>31)</sup>が、その後、高橋の派遣した帆船によって回収されたことが判明した。

なお、ホノルルに上陸した日本人は農業などの労働に従事していたが、「彼等中ノ或者ハ当地ノ形成ヲ見テ…(中略)…来布シタルヲ好機トシ永ク当地ニ留リ労働ニ従事スルノ覚悟ヲ定メタルモノ有之候<sup>32)</sup>…」(傍点筆者)」と日本への帰国を希望せず、ハワイで就労を続けたい者も現れた<sup>33)</sup>。斎藤総領事は、これを雇主の高橋に信用が置けず、帰国後に賃金が得られないという懸念が原因とし、高橋には、今後、帰国する人々に確実に賃金を支払うように、外務省から厳しく指導するようにと上申した。

1904年(明治37)8月には、アメリカ政府からリシアンスキー島からホノルルまでの日本人連行の際の食料費99ドル22セントの請求があり、在ハワイ日本領事館は、この支払いを高橋福次郎に負担させるようにと外務省に上申した。高橋はリシアンスキー島の捕獲物を入手したことで大金を得たことから、アメリカ政府から請求された食料費、さらに日本人の帰国費用やホノルル上陸後の宿泊費など2200円、ドル換算で1083ドル50セントを送金した。89ドル余りが残ったが、高橋は、これをハワイ日本人慈善会に寄付した<sup>34)</sup>。

日本に帰国したのは、ホノルルに上陸した74名

# Hawaiian Territorial Bird Reservation



HAWAIIAN ISLANDS RESERVATION FOR PROTECTION OF NATIVE BIRDS, TERRITORY OF HAWAII, EMBRACING THE ISLETS AND REEFS SEGREGATED BY THE BROKEN LINE AND DESIGNATED "HAWAIIAN ISLANDS RESERVATION."

図3 「ハワイ諸島鳥類保護地域」の行政命令を報じたハワイの新聞  
The Pacific Commercial Advertiser, 1909. 3. 6.

のうち、3分の1の25名と少なく、多くの日本人は帰国せず、ハワイでの就労の道を選択したのであった。事件は、一応日本人25名の帰国をもって決着したが、その後も北西ハワイ諸島への日本人の鳥類密漁は続き、1905年(明治38)2月1日には小村外務大臣が、芳川内務大臣に宛てて「米国所属群島ニ於テ海鳥捕獲禁止ニ関スル件<sup>35)</sup>」を傳達した。この鳥類捕獲禁止については、すでに1903年10月に関係官庁に傳達されているが、その後も毎年のように鳥類捕獲の日本人がアメリカ領土に侵入するため、在日アメリカ公使は、密猟の責任者について東京府の高橋福次郎、横浜市のKametokiとMizutani(水谷)と指摘しており、内務省は地方庁を通じて、これらの違反者に注意するように促した。また、外務省も1905年2月に在日アメリカ公使へ、この件を関係官庁で指令したことを通告した。

しかし、その後も依然として北西ハワイ諸島での日本人による鳥類密猟は続き、諸島のほぼ中央に位置するレイサン島には、1908年10月から1909年1月の4カ月間に鳥類捕獲のため「小笠原丸」「宝久丸」「新瀉丸」「久保丸」「住ノ江丸」「大鷗丸」「糸満丸」の7隻が停泊していた。これらの船は

「遠洋漁業ト称シテ日本ヲ出帆シ、其實ハ漁業ニアラス、海鳥ノ羽毛ヲ採集スルコトヲ目的トシテ…(中略)…多数ノ帆船ノ内ニ表面遠洋漁業ノ奨励金ヲ誤魔化シタルモノ有ト聞及候<sup>36)</sup>…(傍点筆者)」とあるように多くの船には遠洋漁業奨励金が下付されていた。7隻のうち、小笠原丸丸はアホウドリの羽毛など5万羽、久保丸は3万5000羽、新瀉丸は2万羽を積み日本に帰航したが、近く、小笠原丸は小笠原より、久保丸は伊豆下田より、新瀉丸は東京よりハワイに向けて再び出港するという記述もある<sup>37)</sup>。宝久丸は風波のためレイサン島に避難していたが、4名だけ上陸したものの船は行方不明となった。このように多くの無人島が点在する北西ハワイ諸島は、鳥類の宝庫であり、アホウドリなどの捕獲を目的に生命の危険も顧みず進出する日本人は、ハワイ税関の取締りにもかかわらず、その後も後を絶たなかった。

1909年(明治42)2月3日、アメリカ大統領ルーズベルトは、これら日本人の北西ハワイ諸島への侵入を防ぐため「ハワイ諸島鳥類保護地域」を設定し行政命令を発動した。これは北緯23度から29度、西経160度から180度間の島嶼、環礁など、ミッド

ウェー島を除く北西ハワイ諸島全域での鳥類捕獲や卵の採集を禁止するものであった。

在ハワイ日本総領事の上野専一は、小村外相に1909年3月6日に「布哇群島鳥族保存法発布之件<sup>38)</sup>」を、さらに6月10日には、その執行については日本人による鳥類密猟の阻止が目的であることなどを上申した。これを受けて外務省は、すでに4月28日刊行「通商彙纂」23号に鳥類保護法の件を掲載しているにも係わらず、再度、内務省、農商務省、東京府知事に注意を促した。とくに東京府知事へは、至急、小笠原島などの鳥類の捕獲業者に知らせるように指示をした。

だが、日本人の鳥類密猟は、一向に止まず、同年10月にはバード・アイランド(Nihoa Island)沖で、不審な行動をとる「ケオマル」(「幸栄丸」?)という100トン以上の帆船が、アメリカ海軍によって発見されており、ハワイの新聞は次々に出現する日本人漁船の鳥類密漁について大きく報道した<sup>39)</sup>。この北西ハワイ諸島に詳しいキャプテン・ウォーカーの論評に加えて、この地域に棲息する鳥類は、このままでは4分の1に減少することなど、日本人非難を展開するとともに、日本人の密猟を止める有効な手段を行使しないアメリカ政府をも強く批判したのであった。

このような新聞の論調を心配した在ハワイ日本領事館は、「我在留民ニ於テモ該島ノ現状ヲ心得置ク必要可有之ト存シ<sup>40)</sup>…」とし、ハワイ在住の日本人に対して布哇新報に「同胞漁業者へ注意」、「同胞の捕鳥問題」と題して「同胞漁業者は須らく其行動を公明正大にし、愚にも付かぬ風節の種とならざる様呉々も警戒を怠らざる…」と擁護的な論説の中にも注意を促したのであった<sup>41)</sup>。だが、その後も依然として日本人の鳥類密漁は続いた。

## 5. あとがき

明治後期、鳥類を求めての日本人の北西ハワイ諸島への進出は、「バード・ラッシュ」と呼べるほど凄まじく、これを防ぐためアメリカ政府は、1903年(明治36)鳥類捕獲禁止令という法的手段で対応しようとしたが、その後も日本人の鳥類密猟は止まず、ついに1909年アメリカ大統領ルーズベルトは「鳥類保護法」を発布し、「ハワイ諸島鳥類保護地

域」を設定した。本稿は、これらの展開の経緯について、1904年のリシアンスキー島で鳥類密猟に従事していた日本人77名をアメリカの巡邏船が救助し連行した事件を含めて検討したものである。

リシアンスキー島の事件については、ホノルルに連行された77名対して取り調べが行われ、その結果、日本からの労働者の派遣が組織的であること、わずか5カ月間で鳥類20数万羽を捕獲したこと、これらの人々の出身地は福島県が22名と多いことなど、ミクロには同郷のネットワークが確認できること、作業は捕鳥と剥製の製鳥のグループに分けられていたこと、賃金は生命がかかわるほど危険なわりには、それほど高額でなかったことなども指摘した。さらに、これらの人々の3分の2の49名は日本に帰国することを希望せず、ハワイでの就業の道を選択したことなど「バード・ラッシュ」の一側面も明らかにした。

### 〈付記〉

本稿は、2004～2006年度文部科学省科学研究費「行為論的アプローチによる日本人の南洋進出——アホウドリを中心に」(萌芽研究、課題番号16652061)を使用した。

### 注

- 1) カール・シュミット(生松恵三・前野光弘訳)『陸と海と——世界史的一考察』、福村出版、1971、110頁。
- 2) 平岡昭利「アホウドリと南の島々」、歴史と地理593、2006、34～41頁。
- 3) 平岡昭利「鳥島開拓と借地継続の経緯について——八丈島と大東島を結ぶ島の一考察」(関西大学文学部地理学教室編『地理学の諸相』、大明堂1998、)343～362頁。
- 4) 平岡昭利「南鳥島の領有と経営——アホウドリから鳥糞・リン鉱採取へ」、歴史地理学45-4、2003、1～14頁。
- 5) 平岡昭利「明治前期における尖閣諸島への日本人の進出と古賀辰四郎」、人文地理57-5、2005、45～60頁。
- 6) 平岡昭利「明治期における北西ハワイ諸島への日本人の進出と主権問題」歴史地理学48-5、2006、19～29頁。
- 7) 北西ハワイ諸島の低平なサンゴ礁の島。
- 8) Skaggs, J., *The Great Guano Rush—Entrepreneurs and American Overseas Expansion*, St. Martin's Griffin, 1994, pp. 1～225.

ジミィ・スカッグスは、アメリカ政府がグアノ資源の確保に法的な根拠を与える必要から、1856年「グアノ島法」(Guano Islands Act)を制定し、これによってアメリカ人によるグアノを求めての無人島探検に拍車がかかり、その獲得競争が繰り広げられることになったと指摘し、これを「グアノ・ラッシュ」と称した。日本人の場合は、巨額の富をもたらしたのは鳥類の羽毛や剥製の海外輸出であり、このため鳥を求めての無人島への進出は凄まじく、筆者は、この現象を「グアノ・ラッシュ」に対して「バード・ラッシュ」と規定した。

9) 『国家及領域問題ニ関スル雑件——各国版図関係 第3巻』、外務省記録1-4-1-12所収の『『ミッドウェー』其他諸島ニ関スル件』、外交史料館所蔵。

10) 11) 前掲9)。

12) 中部太平洋にある環礁で3つの島からなり、現在はアメリカ領土。

13) 前掲9)。

14) 水路部編『布哇諸島水路誌』、1927、148頁には、以下のように記載されている。

Lisiansky Island 島ハ Pell Island 又ハ Lassion Island ト称セラルルコトアリ、1805年露艦 Neva ノ Captain Lisiansky 之ヲ発見セル卑低ノ石花小島ニシテ Laysan Island ノ西方約125哩ニ位シ 其ノ長サ約1哩、幅約0.5哩、高サ42尺ニシテ叢林アリ。地ヲ掘ルコト数尺ニシテ帯黒色ノ水ヲ得ベク辛ウジテ飲料トナスニ足ル。季節ニ因リテハ鳥類、魚類、

海豹及海亀多し。

15)~17) 前掲9)。

18) 服部時計店、さらに精工舎の創始者であるが、設立当初は時計などを扱う輸入商であった。南洋協会の理事も選ばれている。

19) 南洋への探検を繰り返し、1896年には年南鳥島に上陸し日本領有のきっかけとなった。その後もハワイ諸島から東シナ海まで広範囲に活動した。

20) 野澤源次郎が経営した貿易商社。野澤は貿易の外、避暑地に注目し軽井沢で外人向けに宅地分譲なども事業化した。

21) 前掲9)。

22) 前掲4)。

23)~25) 前掲9)。

26) 東京都公文書館所蔵。

27) 前掲9)。

28) 週間朝日編『値段表 明治・大正・昭和』、朝日新聞社、92頁。

29) 30) 前掲9)。

31) 東京朝日新聞「孤島の日本人(下)」1904. 7. 16。

32) 前掲9)。

33) 東京朝日新聞「孤島の日本人(上)」1904. 7. 15。

34)~38) 前掲9)。

39) The Advertiser 1909. 10. 24。

40) 前掲9)。

41) 布哇新報「同胞漁業者へ注意」、「同胞の補鳥問題」1909. 10. 26。